

第20回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和4年1月26日(水) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町役場2階大会議室

出席 農業委員 出席 9名 欠席 0名 農地利用最適化推進委員 出席 5名・欠席 8名

○1番 藤原 健祐	○6番 佐藤 良一	○刈谷 哲二	○邑田 昌平	×田村 泰富
○2番 田村 和弘	○7番 横畠 悦子	×田村 克郎	○真辺 忠志	×大谷 恵呉
○3番 森田 有紀	○8番 横畠 増吉	×田村 啓幸	×澤村 重隆	×北添 秀紀
○4番 氏原 延	○9番 北添 正男	×森 正彦	×山口 修二	
○5番 田村 公史		○野村 隆博	○伊藤 洋章	

事務局 事務局長： 山本 清和 主任： 前田 紗歩

日程 日程第 1 開 会
同 第 2 議事録署名委員選任
同 第 3 報 告
同 第 4 議 事

第1号議案 農地法第3条に関する件

第2号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

同 第 5 そ の 他

同 第 6 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたが、総会の開催に先立ちまして、本日は高知県でも100人以上の新規感染者が出るなど、新型コロナウイルス感染拡大により、県の警戒レベルが特別警戒になっていることから、当初は全員を招集していましたが、定例総会も必要最小限で行うこととしたため、農地利用最適化推進委員の皆さんに関しては報告案件のある方のみを招集していますこととお知らせします。

それでは、定刻となりましたので、これより第20回農業委員会定例総会を開会します。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、2番 田村 和弘 委員と4番 氏原 延 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告を願います。

事務局（山本事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、14日に農業者年金制度改正等研修会が役場においてオンラインで開催され、加入推進部長の氏原委員と、事務局より前田が出席しました。

18日は、経営開始型交付金に関する面談が役場であり、事務局より前田が出席しました。この面談につきましては、19日、20日、24日、25日にも開催されています。

また、午後には農業委員会全員研修会が役場においてオンライン研修で開催されました。

21日は、第10回佐川町農業関係機関連絡会が高吾農業改良普及所で開催され、事務局より前田が出

席しました。

そして、本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 使用貸借解約届1件について報告します。

所有者が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。耕作者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番。地目が田で、面積が2,957㎡。契約の内容は令和3年5月1日から令和8年3月31日までの4年11ヶ月間の利用権設定で、受付日・解約日とも令和3年12月20日です。

つづきまして、報告事項3. 賃貸借解約届1件について報告します。

所有者が■■■■の■■■■さん。耕作者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番 他1筆。地目が田で、面積が合計で3,997㎡。契約の内容は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の利用権設定で、受付日・解約日とも令和3年12月25日です。

つづきまして、報告事項4. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書3件について報告します。

38番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番 他4筆。地目が田が2筆と畑が3筆で、面積が合計で3,183㎡。受付日・受理日ともに令和3年12月22日。権利取得日が平成30年12月5日で、取得事由が相続です。

39番が、所有者が■の■さん。権利取得者が■の■さん。土地の所在が、字■■■■番 他20筆。地目は田が16筆と畑が5筆で、面積が合計で11,933㎡。受付日・受理日ともに令和4年1月4日。権利取得日が平成27年10月17日で、取得事由が相続です。

40番が、所有者が■の■■■■さん。権利取得者が■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■ 他2筆。地目は田が1筆と畑が2筆で、面積が合計で912㎡。受付日・受理日ともに令和4年1月11日。権利取得日が令和3年10月11日で、取得事由が相続です。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議案とします。今回は営農型太陽光発電に関わる申請がありますので、先に44番以外を審議してから、44番を審議したいと思います。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件を説明します。

42番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん。譲受人が■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番。地目は畑で、面積が520㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、価格は5万円です。利用権設定が同時に申請されており、それによって下限面積を満たすようになっています。

43番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん。譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番 他1筆。地目は田で、面積が合計で1,820㎡。申請の内容は、売買による所有権の移転で、価格は反当たり10万円です。

45番が、譲渡人が■■の■■■■さん。譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番 他3筆。地目は田で、面積が合計で2,015㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転です。

46番が、譲渡人が■■の■■■■さん。譲受人が■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番 他3筆。地目は田が3筆と畑が1筆で、面積が合計で1,719㎡。申請の内容は、贈与による所有権の移転です。

47番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん。譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番 他2筆。地目は田で、面積が合計で5,085㎡。申請の内容は、売買による所有権の移転で、価格は全体で20万円です。

全て、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

刈谷推進委員

42番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■より北東に約200m行った所にあります。

譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家です。下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作しています。今年もショウガを栽培するとのことです。耕作に必要な農機具類も全て所有しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

4番氏原委員

43番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から南東に約150mくらいの所とそこから西に100mの川沿いにあります。許可後は水稻を栽培する予定のことです。

譲受人は主に水稻と果樹を栽培する専業農家で、下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作しています。農作業に常時従事しており、耕作に必要な農機具類も全て所有しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

1番藤原委員

45番について報告します。申請地は■■■■集落で、■■■■から南100mの所にあり、現在水稻

を栽培している土地で、許可後も水稻を栽培する予定です。

譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家で、下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作しています。農作業に常時従事しており、必要な農機具類も全て親と共同利用しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、46番について報告します。申請地は■■■■集落で、■■■■から500m以内にあり、現在水稻を栽培している土地で、許可後も水稻を栽培する予定です。

譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家で、下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作しています。農作業に常時従事しており、必要な農機具類も全て所有しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

野村推進委員

47番について報告します。申請地の西組字■■■■は■■■■集落の東100mの■■■■沿いであり、字■■■■は■■■■集落の■■■■の南100mにあり、東組字■■■■は■■■■丁集落の■■■■の北隣にある水田です。現在は、■■■■と■■■■の水田は秋の収穫後の状態で、■■■■は耕起されている状態です。許可後は水稻を耕作する予定とのことです。

譲受人は主に野菜を栽培する兼業農家で、耕作に必要な農機具類はリースを予定しており、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第1号議案44番以外について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案44番以外は申請のとおり決定しました。つづきまして、44番の審議に移ります。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

44番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん。譲受人が■■■■の■■■■
■■■■さん。土地の所在が、加茂字■■■■番■■■■。地目は田で、面積が1,635㎡。
申請の内容は、売買による所有権の移転で、価格は150万円です。■■■■さんが委任を受けています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、私が確認委員なので、44番について報告します。申請地は■■■■東約300m
■■■■南すぐの田です。今回の提出案件の内容は営農型ソーラー設置の案件です。書類の記載内容を確認す

ると、資料不備で委員会に検討していただける資料が不足しています。それは、①申請地周辺の同意書がない、②同意書取れない場合の被害防除計画書が添付されていない、③電力会社との売電契約書がない、④営農型ソーラーパネル下で栽培する榊の1年目の計画書はあるが、その先何年目から榊を収穫するのかまた年ごとの収穫量の計画書が必要だが添付されていない、⑤ソーラー設置について製品に関する説明書や設置枚数、高さ、その他多くのことが不明である、⑥土地売買契約書の写しが添付されているが、記載されている金額と提出書類に記載されている金額に差がある、以上のことにより、申請者に差し戻し、詳しい資料を揃えて再度提出をお願いして、必要な情報が揃った上で再度農業委員会で検討を行うことを提案したいと思います。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

事務局（前田主任）

補足事項としまして、この申請は確かに営農型太陽光発電施設と関連した申請となりますが、今回はまず現在の所有者から譲受人が売買で所有権を移転し、その後、譲受人と発電事業者との間での3条と5条の同時申請となります。

会長が先ほど懸念されていましたが、同意書や被害防除計画書、売電契約書については、5条申請の際に必要なものなので、現在の段階では必要なものではありません。

また、土地売買契約書の写しに記載されている金額につきましては、2筆での金額となりますが、3条での申請は1筆だけとなり、もう1筆はすでに地目が雑種地に変更となっていますので、1筆分だけの金額を記載してきています。

ただ、現在提出されている計画書では1～3年目までの収穫予定がないので、収穫量をどれほど見込んでいるのかが分かりません。営農型太陽光発電の場合は、地域の平均反収の8割を見込んだ営農計画が必要となってきますので、今の内容ではそれを確認することが出来ません。

また、営農型太陽光発電については高知県でも何件か出てきていますが、大半があまりうまくいっていない状況であることも会長や県からも聞いています。

議長（北添会長）

私は常設委員会に参加していたので、他のところで出てきていたのを知っていますが、どこも大変苦労しています。土佐町や南国市でも申請から許可までの間に大変苦労していました。南国市では一度榊を植えた後に根腐れを起こして、今はポットへ植えて栽培していますが、今も考えていたほどはうまくいっていないと聞いています。

営農型ソーラーは今後も出てくるのが予想されます。難しい案件なので、よく検討して答えを出さないと、一度簡単に許可を出したら次から次へ申請が出てきてしまいます。

慎重な審査が必要となりますので、先ほど言ったように、営農に関する資料が足りないということで、今回の審査は保留とし、申請者側には一度書類を差し戻しし、再度書類が揃ってから審査した方がいいと思います。

その他、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第1号議案44番について、審査に必要な書類が不足しているため、今回の審査は保留とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案44番は保留とすることに決定しました。つづきまして、第2号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。今回は委員からの申請がありますので、まずは54番まで審議し、次に55番を審議した後、56番を審議したいと思います。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第2号議案佐川町農用地利用集積計画（1月分）について説明します。

46番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番■■■■。現況地目は樹園地で、面積が188㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃はショウガを渡すことになっていますが、量は決まっていません。作付け予定はショウガで、設定期間が公告日から令和4年12月31日までの11ヶ月間です。

47番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番 他2筆。現況地目は畑で、面積が合計で926㎡。

使用貸借権の再設定で、作付け予定はショウガ。設定期間が公告日から令和4年12月31日までの1ヶ月間です。

48番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番。現況地目は田で、面積が1,062㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は水稻。設定期間が公告日から令和7年1月31日までの3年間です。

49番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番。現況地目は田で、面積が2,499㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は反当たり30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が公告日から令和7年1月31日までの3年間です。

50番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番。現況地目は畑で、面積が1,412㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は6万円。作付け予定は施設ピーマンで、設定期間が公告日から令和9年1月31日までの5年間です。

51番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さ

ん。土地の所在が、中組字■■■■番。現況地目は田で、面積が1,416㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は30kg。作付け予定はショウガで、設定期間が公告日から令和9年1月31日までの5年間です。

52番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番。現況地目は田で、面積が1,411㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は反当たり30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が公告日から令和5年1月31日までの1年間です。

53番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番。現況地目は畑で、面積が3,864㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は193,000円。作付け予定は施設トマトで、設定期間が公告日から令和24年1月31日までの20年間です。

54番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、中組字■■■■番。現況地目は田で、面積が1,594㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は反当たり2万円。作付け予定はショウガで、設定期間が公告日から令和5年1月31日までの1年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

伊藤推進委員

46と47番についてまとめて報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■と■■■■の間ぐらいの■■■■に接した山側が46番で、川側にある3筆が47番です。申請地ではショウガを栽培します。

借受人は主にショウガを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

刈谷推進委員

48番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から南に約100m行った所にあります。

借受人は主に水稻を作る兼業農家で、今年も水稻を作るとのことです。世帯の経営状況に問題なく、栽培に必要な農機具も全て所有しており、また、地域との調和要件も問題ありません。

眞辺推進委員

49番について報告します。申請地は■■■■から西に約70m地点の右側、■■■■の■■■■にある水田です。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、耕作に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との

調和要件も問題ありません。

2 番田村委員

50番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■の■■■■横の道を西に300mほど入った、■■■■の十字路を北に入って左手にある5連棟のハウスです。申請地は夏作のピーマンを栽培しており、現在次作の準備をしている状態です。次作も夏作ピーマンを栽培することです。

借受人は主にピーマンを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題なく、必要な農機具類も全て所有しており、農地全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

邑田推進委員

51番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■より北に50m行った左側の土地が申請地です。申請地ではショウガを栽培する予定とのことです。

借受人はショウガを栽培する専業農家で、世帯の経営状況にも問題なく、必要な農機具も全て所有し、農地の全てを耕作しており、地域との調和要件も問題ありません。

眞辺推進委員

52番について報告します。申請地は斗賀野の■■■■の東隣の水田です。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、耕作に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との

調和要件も問題ありません。

つづきまして、53番について報告します。申請地は■■■■から北に約170m進み、左折して90mほど進んだ左側のビニールハウスです。ハウスではトマトを継続して栽培する予定とのことでした。

借受人は主にトマトを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、耕作に必要な農機具類も所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

邑田推進委員

54番について報告します。申請地は■■■集落にあり、■■■より北に50m行った左側の土地が申請地です。申請地ではショウガを栽培する予定とのことでした。

借受人はショウガを栽培する専業農家で、世帯の経営状況にも問題なく、必要な農機具も全て所有し、農地の全てを耕作しており、地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案46番から54番について、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案46番から54番については、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、55番の審議に移る前に、2番田村委員の退席を求めます。

【2番田村委員 退席】

議長（北添会長）

ただいま、2番田村委員が退席しましたので、55番の審議に移ります。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

55番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■の■■■さん。借り手が■■■の■■■■さん土地の所在が、字■■■■番。現況地目は田で、面積が2,929㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は反当たり2万円。作付け予定は露地ニラで、設定期間が公告日から令和14年1月31日までの20年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

野村推進委員

55番について報告します。申請地は■■■■集落の南100m、■■■■より東100mにある水田です。現在はニラの露地栽培中で、申請地ではニラの栽培をする予定とのことでした。

借受人は主にニラを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も所有しており、何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案55番について、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案55番については、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、56番の審議に移る前に、2番田村委員の復席を求めます。

【2番田村委員 復席】

議長（北添会長）

ただいま、2番田村委員が復席しましたので、56番の審議に移ります。
事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

56番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■の■■さん。借り手が■■の■■さん
土地の所在が、字■■■■番。現況地目は田で、面積が3,396㎡。
賃貸借権の新規設定で、借り賃は反当たり4万円。作付け予定は1年目は水稻、2年目以降は施設ニラ
で、設定期間が公告日から令和14年1月31日までの20年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

野村推進委員

56番について報告します。申請地は■■■■集落の南100m、■■■■より東100mにある水田です
現在は水稻の収穫後の状態で、申請地では1年目は水稻、2年目以降はハウスでニラを栽培する予定との
ことです。
借受人は主にニラを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も所有
しており、何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案56番について、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案56番については、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

その他、何かありませんか。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第20回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は2月22日、火曜日、午後1時30分から佐川町商工会館2階で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

議事録署名委員 :

議事録署名委員 :
